

住民基本台帳の閲覧状況

平成18年11月1日から住民基本台帳法の一部改正にともない、住民基本台帳の閲覧については「原則公開」から「原則非公開」になりました。これにより基本的に閲覧はできなくなり、例外的に次の場合は申請することで閲覧することができま

- ① 国や地方公共団体が法令の定める事務遂行のために閲覧する場合。
 - ② 統計調査・世論調査・学術研究等の調査研究のうち、公益性が高いと認められるものの、対象者を抽出する目的で閲覧する場合。
 - ③ 公益的な団体（例：社会福祉協議会）が地域住民の福祉の向上に寄与するなど、公益性の高い事業を実施するために閲覧する場合など。
- また、この改正により閲覧状況の公表も義務づけられることになり、平成20年4月から平成21年3月末までの閲覧状況を次のとおり公表します。

☎(83) 1225
町民健康課町民窓口係

②の理由による閲覧状況

申請者氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧範囲
(株)日本リサーチセンター	金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」の対象抽出	平成20年4月22日	松田庶子、寄
社団法人中央調査社	国立病院機構久里浜アルコール症センター実施「成人の飲酒実態と生活習慣に関する調査研究」の対象抽出	平成20年5月28日	20歳以上男女個人
(株)エスピー研	神奈川県広報県民課実施「県民ニーズ調査」の対象抽出	平成20年8月5日	神山20歳以上
社団法人中央調査社	NHK放送文化研究所実施「デジタル放送調査」の対象抽出	平成20年8月19日	寄、平成4年12月までに生まれた男女
(株)日本能率協会総合研究所	神奈川県が実施する「パーストリップ調査」の対象抽出	平成20年8月20日、21日	全地域対象
(株)日本リサーチセンター	NHK放送文化研究所が実施する「テレビと気分生活時間調査」の対象抽出	平成20年8月26日	松田惣領20歳以上男女
社団法人新情報センター	緩和ケア普及啓発事業が実施する「一般市民を対象とした“緩和ケア”の認識度調査」の対象抽出	平成20年11月12日	松田惣領20歳以上男女個人
社団法人新情報センター	内閣府大臣官房政府広報室が実施する「社会意識に関する世論調査」の対象抽出	平成20年12月18日	松田惣領20歳以上
社団法人新情報センター	厚生労働科学研究費補助金がん臨床研究事業が実施する「終末期医療に関する調査」の対象抽出	平成21年2月17日	神山40歳以上70歳未満男女

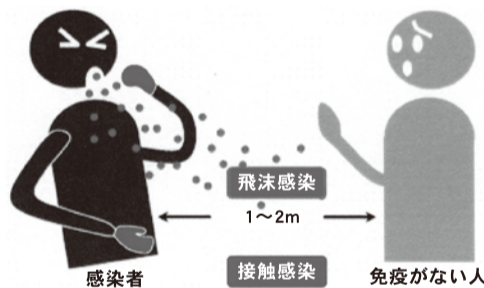
①の理由による閲覧状況

国または地方公共団体の機関名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧範囲
自衛隊 神奈川県協力本部	「自衛官募集による適齢者情報の提供について」の対象抽出	平成20年6月24日～26日	昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれ 平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ
神奈川県 松田警察署	防犯予防	平成20年7月8日	松田惣領・松田庶子の一部
警視庁	防犯調査	平成21年3月12日	松田惣領

新型インフルエンザに かからないための予防法

現在、感染が報告されている新型インフルエンザ。感染しないためにも、日常生活では、体調を整えて抵抗力をつけ、ウイルスに接触しないことが大切です。また、インフルエンザウイルスは湿度に弱いので加湿器などで室内を適度な湿度に保つことも有効な予防方法です。今回はそのほかの予防方法として咳エチケットなどを紹介します。

新型インフルエンザの主な感染経路



【飛沫感染】 感染した人の咳、くしゃみ、つばなどとともに放出されたウイルスを健康な人が吸い込むと感染することがあります。

【接触感染】 感染した人がくしゃみや咳を手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に他の物（机、ドアノブ、つり革、スイッチなど）に触ると、ウイルスが付着することがあります。その付着したウイルスに健康な人が触れた後に目、鼻、口に再び触れると粘膜・結膜などを通じて感染することがあります。

咳エチケット

- ① 周囲の人から1m以上離れてください。咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約2m飛びます。
- ② ティッシュで口を覆い、顔をそらせて下さい。マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそらして、1m以上離れます。
- ③ 外出したらうがい、手洗いを行って下さい。手洗いは石鹸を使って最低15秒以上行い、洗った後は清潔なタオルやペーパータオル等で水を十分に拭き取りましょう。
- ④ 口を覆ったティッシュはゴミ箱へ。咳やくしゃみを抑えた手はただちに洗ってください。咳やくしゃみを手で覆ったら、手を石鹸で丁寧に洗いましょう。
- ⑤ 咳、くしゃみが出たらマスクを着用しましょう。また、家庭や職場でマスクをせずに咳をしている人がいたら、マスクの着用をすすみましょう。

「神奈川県公共施設における 受動喫煙防止条例」を制定

受動喫煙防止条例」を制定

たばこの煙には、200種類以上の有害物質（ニコチンやタール、一酸化炭素など）が含まれています。また、たばこの先から出る副流煙は、喫煙者が吸う主流煙よりも有害物質を多く含んでいます。こうした副流煙などの他人のたばこの煙を、室内またはこれに準ずる環境において吸われる受動喫煙は、肺がんや心疾患、乳幼児突然死症候群などを発症する危険性を高めることが明らかになっています。

また、未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護する措置を盛り込みました。条例の施行は平成22年4月1日です（ただし、

第2種施設に係る罰則の規定は、平成23年4月1日施行）。

条例の情報は、神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp> でご覧いただけます。県トップページから県政キーワード「たばこ対策」よりアクセスしてください。

そこで神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民の健康を守るための社会全体の新たな分煙ルールとして「神奈川県公

共的施設における受動喫煙防止条例」を制定しました。

この条例では、不特定または多数の者が出入りする公共施設での受動喫煙を防止するために、学校や官公庁などの第1種施設は禁煙となり、飲食店等などの第2種施設は禁煙または分煙を選択することとなります。

【問合せ】

神奈川県保健福祉部健康増進課たばこ対策室
 ☎ 045(210)5015・5025
 〒 045(210)8860

神奈川県足柄上保健福祉事務所企画課
 ☎ 0465(83)5111(代表)
 〒 0465(82)8408